

適用は平成25年1月1日以後に開始する事業年度等から。

これは、消費税の免税期間についての変更です。
通常、設立2期目までは資本金が1,000万円に満たなければ、
その間消費税はかかりません。
ところが、今回の改正で、事業開始から最初の6カ月で
既に課税売上高1,000万円を超えるときには免税期間なしで、
いきなり課税事業者になってしまいます。
適用は少し先ですが、新たに法人を設立、
また個人事業を開始される際には注意が必要と言えるでしょう。

ご質問やご不明な点がございましたら、
お気軽に弊所までご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

自分が90分間走り続けることでまわりの若い選手が
それを見て一緒についてきてくれればいい

-澤穂希(女子サッカー日本代表)

二つの解釈をしました。

1. 何かを教えようとあれこれ言うより、まず手本を見せる。
人を動かすにはまず自分がやる。

山本五十六の「やってみせ、いってきかせてさせてみて…」
に通じるものがありますね。

2. 自分は自分のできることをやるだけ。
ベテランの自分がフルに動くことで、
若い選手が発奮し、チーム全体に活気が出る。

後輩に教えるためと、組織を活性化させるために、
自ら動く。
世界一の選手のリーダーシップが垣間見えた気がしました。

メールマガジン編集担当 新井 良平



≡ ■ 適正検査代行サービス継続中です！

顧問先様の採用のご活動をお手伝いするため開始しました
適性検査の代行サービスですが、

開始以来、多くの企業様にご利用頂き、好評を得ております。
限られた面接のみでは、性格や能力を見抜くことは難しいかと思えます。
面接前に適性検査をしてもらい、九段会計までFAX等でいただければ、
数分で結果をお返し、
その方の検査結果を見ながら面接をすることができます。
一人1,500円と、他の適性検査よりもリーズナブルな価格で
提供できるようになりましたので、
ご興味のある方は是非ご連絡下さい！
引き続き、初回のみお試して社員の方3名まで無料提供中です。



■編集後記

先日、本来は金融機関からの借入が非常に難しいお客様に、
借入ができることになったという連絡を金融機関から受けました。
この連絡は、本当に嬉しかったです。
どれくらい嬉しいかというと、
なでしこJAPANのワールドカップ優勝くらい嬉しかったです。
むしろ、それ以上かもしれません。

金融機関からお金を借りるためには、
書類上の審査と、社長本人の「人としての気質」も見られます。
どんなに黒字で、いい決算書でも、
「この社長でこの先会社は大丈夫かな？」と思われれば、
貸す金額を減らしますし、
「この社長ならこの先も伸びるだろう」と思われれば、
貸せるだけ貸してもいい、と思えます。
今回は、書類上の審査では完全に駄目でした。
半ばあきらめながらも、申込だけしてみよう、ということで申込みをし、
事務所としても金融機関の担当者にこの会社の成長性をプレゼンし、
社長本人も、普段通りまじめに受け答えをした結果、
借入実行という結果になりました。

何でもやってみなければわからない、とはこのことだと学びましたし、
何よりも社長本人の人柄が担当を変えさせたということが
本当に大きかったです。
また、今まで素晴らしい会社や社長様を紹介してきた
「信頼貯金」のおかげかな、とも思います。
これからも、多くのお客様のお役に立つことができるよう、
頑張らなければならない、と改めて決意させられた案件でした。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！
フォローミー！ @kudan-kaikai(フォロー返します☆)

★FaceBook始めました！
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も
対象に送りしております。
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
密着革命！！

〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-1
九段一口坂ビル6F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270
URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
<>